

長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

令和13年3月31日までの間に新築された長期優良住宅の固定資産税を1/2減額いたします
(120㎡分までを限度)

令和13年3月31日までの間に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準（耐久性、可変性、維持管理の容易性等）に基づき行政庁の認定を受けて新築された住宅について減額されます。

*この特例措置は、現行の新築住宅等の減額措置に代えて適用します。

■減額される範囲と税額

長期優良住宅を新築された家屋について、120㎡までの固定資産税が1/2減額されます。

*床面積等の要件は、現行の新築住宅等の減額と同様です。

■減額される期間

長期優良住宅新築の実施時期	減額期間
令和13年3月31日まで	新築から5年間 (中高層耐火建築物の場合は7年間)

■申請書類

申告書は、新築された長期優良住宅の固定資産税が課税される年度の属する年の1月31日までに市役所へ次の書類を添付して申告して下さい。

添付書類

◇認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類
(行政庁からの長期優良住宅の認定通知書の写し)